



本橋ち 広報

編集 / 足立区企画部広報課 〒120 足立区千住一丁目4-18 (882)1111 第二庁舎 (889)6161

法律相談

日常生活上の法的な問題について、弁護士が相談に応じます。
毎週水曜日…区役所区民相談室
時間は午後1時～4時(受付は正午～3時まで) 毎月第三水曜日…第二庁舎。時間は午後1時～4時(受付は午後1時～3時まで)

皆さんと語る“行政改革” 区長移動応接室

区では、平和な暮らし、区政運営をさらに進め、市民の暮らしを向上させることを目指し、基本計画「実施計画」を定めて、生活基盤整備、生活環境の整備、「活力」といふ言葉で表わされる地域の活性化、「福祉」の充実、「災害」への備え、「教育」の充実、「交通」の整備と取り組んでいます。この実施計画の進捗を、区長が直接皆さんにお話しする機会を設けたいと考えています。区長移動応接室は、区長が皆さんの意見や要望を直接伺い、質問に答える場です。区長移動応接室は、区長が皆さんの意見を直接伺い、質問に答える場です。区長移動応接室は、区長が皆さんの意見を直接伺い、質問に答える場です。



昨年、区長移動応接室

区長移動応接室の日程・会場

開催日	時間	会場
7月6日(日)	午後7:00～9:00	中央本町社会教育館(中央本町3-15-1)
8日(月)	午後7:00～9:00	佐野住宅センター(佐野2-43-5)
9日(火)	午後2:00～4:00	西部センター(鹿浜2-24-2)
12日(金)	午後7:00～9:00	総合スポーツセンター(東保木間2-27-1)
19日(金)	*	竹の塚社会教育館(竹の塚2-25-17)
20日(土)	*	区役所本庁舎7階(千住1-4-18)



歩行者は迷惑? (竹の塚駅東口)

道路はみんなのもの 自転車放置はやめましょう

区内の道路は、みんなのもの。道路は、交通の便を確保し、安全な交通を実現するために必要です。しかし、自転車の放置は、歩行者の安全を脅かす大きな要因となっています。自転車の放置は、歩行者の安全を脅かす大きな要因となっています。自転車の放置は、歩行者の安全を脅かす大きな要因となっています。

自転車条例を制定しました
区内の道路は、みんなのもの。道路は、交通の便を確保し、安全な交通を実現するために必要です。しかし、自転車の放置は、歩行者の安全を脅かす大きな要因となっています。自転車の放置は、歩行者の安全を脅かす大きな要因となっています。自転車の放置は、歩行者の安全を脅かす大きな要因となっています。

区は今後の施策を行います

自転車の放置は、歩行者の安全を脅かす大きな要因となっています。区は、自転車の放置を減らすための施策を行います。具体的には、自転車の放置禁止区域の拡大、歩行者の啓発活動の推進などを実施します。また、自転車の放置を減らすための施策を行います。具体的には、自転車の放置禁止区域の拡大、歩行者の啓発活動の推進などを実施します。

安全な自転車ライフのために
防犯登録をうけましょう

駅名	防犯登録台数	放置台数
北千住	767台	767台
小岩	67台	67台
五反野	723台	723台
梅島	677台	677台
西新井	1,868台	1,868台
西新井大師	770台	770台
竹の塚	6,399台	6,399台
綾瀬	2,789台	2,789台
北千住大橋	1,876台	1,876台
千住大橋	763台	763台
京成関屋	274台	274台
合計	16,973台	16,973台

昭和58年4月



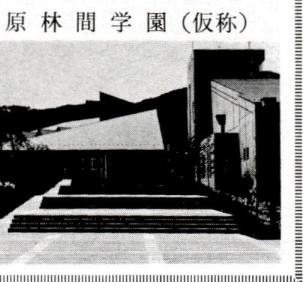
自転車利用者の皆さんへお願い

自転車の利用は、安全な交通を実現するために必要です。しかし、自転車の利用には、安全な運転が求められます。自転車の利用には、安全な運転が求められます。自転車の利用には、安全な運転が求められます。自転車の利用には、安全な運転が求められます。

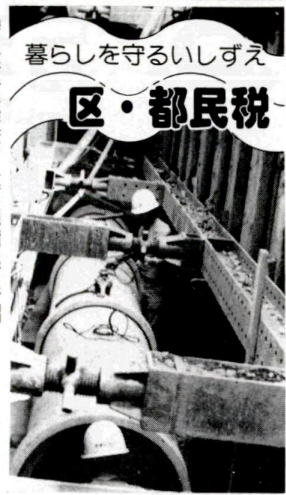
六月二十六日は 参議院議員選挙

参議院議員選挙は、六月二十六日に行われます。選挙には、投票権がある皆さんが参加する必要があります。選挙には、投票権がある皆さんが参加する必要があります。選挙には、投票権がある皆さんが参加する必要があります。

開園近く(7月21日オープン予定) 塩原林間学園(仮称)



塩原林間学園(仮称)は、七月二十一日オープン予定です。この学園は、自然豊かな環境の中で、子供たちの成長をサポートするための施設です。この学園は、自然豊かな環境の中で、子供たちの成長をサポートするための施設です。この学園は、自然豊かな環境の中で、子供たちの成長をサポートするための施設です。



暮らしを守るいしずえ 区・都民税

地方自治体は、住民が豊かで健康な暮らしができるよう、日々の生活のすみずみまわりの掃除に力を入れています。そのために多くの費用が必要となりますが、この費用はみなさん出し合っています。

区・都民税は、皆さんの日常生活に身近なものであり、区や市の仕事のための費用を支払うための大切な役割を担っています。そのために、納税の義務があります。

納税の義務は、住民が豊かで健康な暮らしを守るために必要です。納税は、皆さんの生活を守るために必要です。

ご存知ですか 報奨金制度

納税の滞りや納税の遅れは、納税の義務を怠る行為と見なされ、罰金を課せられます。納税の滞りや納税の遅れは、納税の義務を怠る行為と見なされ、罰金を課せられます。

報奨金制度は、納税の滞りや納税の遅れを防止するために設けられています。納税の滞りや納税の遅れを防止するために設けられています。

六月末です (納期限)

昭和五十八年度の区・都民税の納期限は六月末です。納期限は六月末です。納期限は六月末です。

納期限は六月末です。納期限は六月末です。納期限は六月末です。

徴収の猶予と減免

区・都民税は納期限まで納めなければなりません。納期限まで納めなければなりません。納期限まで納めなければなりません。

徴収の猶予と減免は、納税の滞りや納税の遅れを防止するために設けられています。徴収の猶予と減免は、納税の滞りや納税の遅れを防止するために設けられています。

不服の方は異議申立て

税金の課税について不服がある場合は、納税通知書を受取った日から起算して六十日以内で区長に異議を申立てることができます。税金の課税について不服がある場合は、納税通知書を受取った日から起算して六十日以内で区長に異議を申立てることができます。

納期限を過ぎると、延滞金を課せられます。納期限を過ぎると、延滞金を課せられます。納期限を過ぎると、延滞金を課せられます。

延滞金は、納期限を過ぎた日から起算して、納税額の百分の五を課せられます。延滞金は、納期限を過ぎた日から起算して、納税額の百分の五を課せられます。

延滞金を課せると

納期限を過ぎると、延滞金を課せられます。納期限を過ぎると、延滞金を課せられます。納期限を過ぎると、延滞金を課せられます。

延滞金は、納期限を過ぎた日から起算して、納税額の百分の五を課せられます。延滞金は、納期限を過ぎた日から起算して、納税額の百分の五を課せられます。

心身障害児の就学相談

心身の発達向からの障害があるお子さんの就学相談は、次のとおりです。心身の発達向からの障害があるお子さんの就学相談は、次のとおりです。

就学相談は、七月一日から八月三十一日までです。就学相談は、七月一日から八月三十一日までです。

心身障害児レクリエーション

心身障害児レクリエーションは、心身障害児の心身の発達を促進するために実施されます。心身障害児レクリエーションは、心身障害児の心身の発達を促進するために実施されます。

レクリエーションは、七月一日から八月三十一日までです。レクリエーションは、七月一日から八月三十一日までです。

朗読ボランティアの紹介

朗読ボランティアは、心身障害児の心身の発達を促進するために実施されます。朗読ボランティアは、心身障害児の心身の発達を促進するために実施されます。

朗読ボランティアは、七月一日から八月三十一日までです。朗読ボランティアは、七月一日から八月三十一日までです。

お気軽に「ご利用ください」

お気軽に「ご利用ください」は、心身障害児の心身の発達を促進するために実施されます。お気軽に「ご利用ください」は、心身障害児の心身の発達を促進するために実施されます。

お気軽に「ご利用ください」は、七月一日から八月三十一日までです。お気軽に「ご利用ください」は、七月一日から八月三十一日までです。

「ご利用ください」は、心身障害児の心身の発達を促進するために実施されます。「ご利用ください」は、心身障害児の心身の発達を促進するために実施されます。

「ご利用ください」は、七月一日から八月三十一日までです。「ご利用ください」は、七月一日から八月三十一日までです。

提出しましたか 児童手当

児童手当の提出は、七月一日から八月三十一日までです。児童手当の提出は、七月一日から八月三十一日までです。

児童手当の提出は、七月一日から八月三十一日までです。児童手当の提出は、七月一日から八月三十一日までです。

戦没者の父母等に 対する特別給付金

戦没者の父母等に對する特別給付金は、戦没者の父母等に對して支給されます。戦没者の父母等に對する特別給付金は、戦没者の父母等に對して支給されます。

特別給付金は、七月一日から八月三十一日までです。特別給付金は、七月一日から八月三十一日までです。

手話ボランティア養成講習会(初級)

手話ボランティア養成講習会(初級)は、手話ボランティアの養成を目的として実施されます。手話ボランティア養成講習会(初級)は、手話ボランティアの養成を目的として実施されます。

講習会は、七月一日から八月三十一日までです。講習会は、七月一日から八月三十一日までです。

湯河原・伊豆高原「あだち荘」

湯河原・伊豆高原「あだち荘」は、心身障害児の心身の発達を促進するために実施されます。湯河原・伊豆高原「あだち荘」は、心身障害児の心身の発達を促進するために実施されます。

あだち荘は、七月一日から八月三十一日までです。あだち荘は、七月一日から八月三十一日までです。

足立区各種地図の有料頒布

足立区各種地図の有料頒布は、足立区民の利便を目的として実施されます。足立区各種地図の有料頒布は、足立区民の利便を目的として実施されます。

地図の有料頒布は、七月一日から八月三十一日までです。地図の有料頒布は、七月一日から八月三十一日までです。

衛生受水槽の設置は、衛生受水槽の設置を目的として実施されます。衛生受水槽の設置は、衛生受水槽の設置を目的として実施されます。

衛生受水槽の設置は、七月一日から八月三十一日までです。衛生受水槽の設置は、七月一日から八月三十一日までです。

衛生受水槽の設置

衛生受水槽の設置は、衛生受水槽の設置を目的として実施されます。衛生受水槽の設置は、衛生受水槽の設置を目的として実施されます。

衛生受水槽の設置は、七月一日から八月三十一日までです。衛生受水槽の設置は、七月一日から八月三十一日までです。

新しくなります 老人医療証

老人医療証は、老人医療証の更新を目的として実施されます。老人医療証は、老人医療証の更新を目的として実施されます。

老人医療証の更新は、七月一日から八月三十一日までです。老人医療証の更新は、七月一日から八月三十一日までです。

所得控除

所得の種類	控除額
① 雑所得	10%
② 給与所得	10%
③ 退職所得	10%
④ 配当所得	10%
⑤ 利息所得	10%
⑥ 雑所得	10%
⑦ 雑所得	10%
⑧ 雑所得	10%
⑨ 雑所得	10%
⑩ 雑所得	10%

昭和58年度所得制限基準表

所得制限額	給付収入換算額
0	2,860,000
1	3,313,500
2	3,676,000
3	4,038,500
4	4,401,000
5	4,763,500

国民年金相談

国民年金相談は、国民年金の相談を目的として実施されます。国民年金相談は、国民年金の相談を目的として実施されます。

国民年金相談は、七月一日から八月三十一日までです。国民年金相談は、七月一日から八月三十一日までです。

足立区各種地図の有料頒布

足立区各種地図の有料頒布は、足立区民の利便を目的として実施されます。足立区各種地図の有料頒布は、足立区民の利便を目的として実施されます。

地図の有料頒布は、七月一日から八月三十一日までです。地図の有料頒布は、七月一日から八月三十一日までです。



もうすぐ夏 プールで楽しく泳ごう

プールは正しく利用しましょう

夏の間はプールが盛況になります。プールに入る前に、水着はよく洗って清潔な水に入ります。また、プールに入る前に、目を洗って、鼻をすすり、口をすすり、体を洗って、清潔な体で入ります。また、プールに入る前に、水着はよく洗って清潔な水に入ります。また、プールに入る前に、目を洗って、鼻をすすり、口をすすり、体を洗って、清潔な体で入ります。

▽付添いのない老人、子供は利用できません。利用者は、他の人々に迷惑がかけられないよう正しいプールの利用を守り、楽しくひと夏を過ごしましょう。

プールの開設案内

この夏健康・体力づくりにご利用ください。

●中央本プール 新設
開設期間 七月八日(八十三)一日(前倒し)と無休です。
利用時間 午前九時三十分～午後八時(日四回入替制)ただし、四回午後六時～八時については団体利用のみ。
利用料 大人二百円、中学生以下五十円。
●東区本プール
開設期間 七月一日(八十三)一日(前倒し)と無休です。
利用時間 午前九時三十分～午後八時(日三回入替制)ただし、三回午後六時～八時については団体利用のみ。
利用料 大人二百円、中学生以下五十円。

催し物・募集

区民スポーツ教室

式テニス
日時 七月二日(日)午後七時～九時
内容 毎週日曜日(計十回)の毎週日曜日(計十回)午前七時～八時三十分
▽テニス(日)八月九日(日)から毎週日曜日(計十回)午後六時三十分～八時三十分
場所 北千住園テニスコート
対象 初中級の方
定員 各コースとも百名、申し込み多数の場合は抽選。
参加資格 十五歳以上の内、中学生以下は五十名、高校生は五十名。
申込方法 往復ハガキに住所、氏名、生年月日、電話番号、式テニス受講希望コースと希望の申し込みを併せて申し込み。申し込み先は、体育課式テニス指導者(千原)千住一(四一八)。

硬式テニス指導者養成講習会

日時 七月八日(日)午後七時～九時
内容 式テニス(硬式)の指導者の養成講習会。
対象 中学生以上、二十歳以上の男子、二十歳以上の女子。申し込みは、硬式テニス指導者(千原)千住一(四一八)。

生活教室

日時 七月五日(土)午後七時～九時
内容 花物センターの生活教室。
対象 区内在住、在勤の婦人。
定員 五十名(先着順)。
申込方法 区内在住、在勤の婦人、申し込みを併せて申し込み。申し込み先は、生活教室(千原)千住一(四一八)。

区民大学

企画委員募集
今秋開講予定の短期区民大学で、自分自身で存在を理解し、家庭、友人など他者へ理解し、自己の成長を図る。企画委員を募集しています。ご希望の方は、生活教室(千原)千住一(四一八)まで申し込みください。

区民センター

生活教室
日時 七月五日(土)午後七時～九時
内容 花物センターの生活教室。
対象 区内在住、在勤の婦人。
定員 五十名(先着順)。
申込方法 区内在住、在勤の婦人、申し込みを併せて申し込み。申し込み先は、生活教室(千原)千住一(四一八)。

募集します 足立区 保母職員

募集要項 三十歳未満、昭和五十九年四月一日現在で、現に保母資格を有する者。または、昭和五十九年五月までに母費取得済みの方。ただし、厚生大臣が定める養成施設として指定されている学校(大学)を卒業した者(約五名)。
募集人員 約五名
資格 三十三歳未満、昭和五十九年四月一日現在で、現に保母資格を有する者。または、昭和五十九年五月までに母費取得済みの方。ただし、厚生大臣が定める養成施設として指定されている学校(大学)を卒業した者(約五名)。
募集人員 約五名
資格 三十三歳未満、昭和五十九年四月一日現在で、現に保母資格を有する者。または、昭和五十九年五月までに母費取得済みの方。ただし、厚生大臣が定める養成施設として指定されている学校(大学)を卒業した者(約五名)。
募集人員 約五名

足立区 足立区 保母職員

募集要項 三十歳未満、昭和五十九年四月一日現在で、現に保母資格を有する者。または、昭和五十九年五月までに母費取得済みの方。ただし、厚生大臣が定める養成施設として指定されている学校(大学)を卒業した者(約五名)。
募集人員 約五名
資格 三十三歳未満、昭和五十九年四月一日現在で、現に保母資格を有する者。または、昭和五十九年五月までに母費取得済みの方。ただし、厚生大臣が定める養成施設として指定されている学校(大学)を卒業した者(約五名)。
募集人員 約五名

足立区 足立区 保母職員

募集要項 三十歳未満、昭和五十九年四月一日現在で、現に保母資格を有する者。または、昭和五十九年五月までに母費取得済みの方。ただし、厚生大臣が定める養成施設として指定されている学校(大学)を卒業した者(約五名)。
募集人員 約五名
資格 三十三歳未満、昭和五十九年四月一日現在で、現に保母資格を有する者。または、昭和五十九年五月までに母費取得済みの方。ただし、厚生大臣が定める養成施設として指定されている学校(大学)を卒業した者(約五名)。
募集人員 約五名

足立区 足立区 保母職員

募集要項 三十歳未満、昭和五十九年四月一日現在で、現に保母資格を有する者。または、昭和五十九年五月までに母費取得済みの方。ただし、厚生大臣が定める養成施設として指定されている学校(大学)を卒業した者(約五名)。
募集人員 約五名
資格 三十三歳未満、昭和五十九年四月一日現在で、現に保母資格を有する者。または、昭和五十九年五月までに母費取得済みの方。ただし、厚生大臣が定める養成施設として指定されている学校(大学)を卒業した者(約五名)。
募集人員 約五名

足立区 足立区 保母職員

募集要項 三十歳未満、昭和五十九年四月一日現在で、現に保母資格を有する者。または、昭和五十九年五月までに母費取得済みの方。ただし、厚生大臣が定める養成施設として指定されている学校(大学)を卒業した者(約五名)。
募集人員 約五名
資格 三十三歳未満、昭和五十九年四月一日現在で、現に保母資格を有する者。または、昭和五十九年五月までに母費取得済みの方。ただし、厚生大臣が定める養成施設として指定されている学校(大学)を卒業した者(約五名)。
募集人員 約五名

足立区 足立区 保母職員

募集要項 三十歳未満、昭和五十九年四月一日現在で、現に保母資格を有する者。または、昭和五十九年五月までに母費取得済みの方。ただし、厚生大臣が定める養成施設として指定されている学校(大学)を卒業した者(約五名)。
募集人員 約五名
資格 三十三歳未満、昭和五十九年四月一日現在で、現に保母資格を有する者。または、昭和五十九年五月までに母費取得済みの方。ただし、厚生大臣が定める養成施設として指定されている学校(大学)を卒業した者(約五名)。
募集人員 約五名

掲示 東京青年交流集会

日時 七月二日(日)午後六時～九時
内容 新しき自己の発見、仲間づくり、自己の成長を図る。企画委員を募集しています。ご希望の方は、生活教室(千原)千住一(四一八)まで申し込みください。

足立区 足立区 保母職員

募集要項 三十歳未満、昭和五十九年四月一日現在で、現に保母資格を有する者。または、昭和五十九年五月までに母費取得済みの方。ただし、厚生大臣が定める養成施設として指定されている学校(大学)を卒業した者(約五名)。
募集人員 約五名
資格 三十三歳未満、昭和五十九年四月一日現在で、現に保母資格を有する者。または、昭和五十九年五月までに母費取得済みの方。ただし、厚生大臣が定める養成施設として指定されている学校(大学)を卒業した者(約五名)。
募集人員 約五名

足立区 足立区 保母職員

募集要項 三十歳未満、昭和五十九年四月一日現在で、現に保母資格を有する者。または、昭和五十九年五月までに母費取得済みの方。ただし、厚生大臣が定める養成施設として指定されている学校(大学)を卒業した者(約五名)。
募集人員 約五名
資格 三十三歳未満、昭和五十九年四月一日現在で、現に保母資格を有する者。または、昭和五十九年五月までに母費取得済みの方。ただし、厚生大臣が定める養成施設として指定されている学校(大学)を卒業した者(約五名)。
募集人員 約五名

足立区 足立区 保母職員

募集要項 三十歳未満、昭和五十九年四月一日現在で、現に保母資格を有する者。または、昭和五十九年五月までに母費取得済みの方。ただし、厚生大臣が定める養成施設として指定されている学校(大学)を卒業した者(約五名)。
募集人員 約五名
資格 三十三歳未満、昭和五十九年四月一日現在で、現に保母資格を有する者。または、昭和五十九年五月までに母費取得済みの方。ただし、厚生大臣が定める養成施設として指定されている学校(大学)を卒業した者(約五名)。
募集人員 約五名

足立区 足立区 保母職員

募集要項 三十歳未満、昭和五十九年四月一日現在で、現に保母資格を有する者。または、昭和五十九年五月までに母費取得済みの方。ただし、厚生大臣が定める養成施設として指定されている学校(大学)を卒業した者(約五名)。
募集人員 約五名
資格 三十三歳未満、昭和五十九年四月一日現在で、現に保母資格を有する者。または、昭和五十九年五月までに母費取得済みの方。ただし、厚生大臣が定める養成施設として指定されている学校(大学)を卒業した者(約五名)。
募集人員 約五名

足立区 足立区 保母職員

募集要項 三十歳未満、昭和五十九年四月一日現在で、現に保母資格を有する者。または、昭和五十九年五月までに母費取得済みの方。ただし、厚生大臣が定める養成施設として指定されている学校(大学)を卒業した者(約五名)。
募集人員 約五名
資格 三十三歳未満、昭和五十九年四月一日現在で、現に保母資格を有する者。または、昭和五十九年五月までに母費取得済みの方。ただし、厚生大臣が定める養成施設として指定されている学校(大学)を卒業した者(約五名)。
募集人員 約五名

スポーツセンター

内容 剣道の基本動作および練習。
対象 一般市民。
費用 二百円。
申込方法 直接または電話。
申込先 佐藤博氏(八段) 指導 佐藤博氏(八段) 観戦 加藤 一郎(区民会気道道教室) 対象 一般市民。 費用 無料。 申込方法 直接。 申込先 中央本プール。 電話 八五九八二二。

区民センター

生活教室
日時 七月五日(土)午後七時～九時
内容 花物センターの生活教室。
対象 区内在住、在勤の婦人。
定員 五十名(先着順)。
申込方法 区内在住、在勤の婦人、申し込みを併せて申し込み。申し込み先は、生活教室(千原)千住一(四一八)。

区民センター

生活教室
日時 七月五日(土)午後七時～九時
内容 花物センターの生活教室。
対象 区内在住、在勤の婦人。
定員 五十名(先着順)。
申込方法 区内在住、在勤の婦人、申し込みを併せて申し込み。申し込み先は、生活教室(千原)千住一(四一八)。

足立区 足立区 保母職員

募集要項 三十歳未満、昭和五十九年四月一日現在で、現に保母資格を有する者。または、昭和五十九年五月までに母費取得済みの方。ただし、厚生大臣が定める養成施設として指定されている学校(大学)を卒業した者(約五名)。
募集人員 約五名
資格 三十三歳未満、昭和五十九年四月一日現在で、現に保母資格を有する者。または、昭和五十九年五月までに母費取得済みの方。ただし、厚生大臣が定める養成施設として指定されている学校(大学)を卒業した者(約五名)。
募集人員 約五名

足立区 足立区 保母職員

募集要項 三十歳未満、昭和五十九年四月一日現在で、現に保母資格を有する者。または、昭和五十九年五月までに母費取得済みの方。ただし、厚生大臣が定める養成施設として指定されている学校(大学)を卒業した者(約五名)。
募集人員 約五名
資格 三十三歳未満、昭和五十九年四月一日現在で、現に保母資格を有する者。または、昭和五十九年五月までに母費取得済みの方。ただし、厚生大臣が定める養成施設として指定されている学校(大学)を卒業した者(約五名)。
募集人員 約五名

足立区 足立区 保母職員

募集要項 三十歳未満、昭和五十九年四月一日現在で、現に保母資格を有する者。または、昭和五十九年五月までに母費取得済みの方。ただし、厚生大臣が定める養成施設として指定されている学校(大学)を卒業した者(約五名)。
募集人員 約五名
資格 三十三歳未満、昭和五十九年四月一日現在で、現に保母資格を有する者。または、昭和五十九年五月までに母費取得済みの方。ただし、厚生大臣が定める養成施設として指定されている学校(大学)を卒業した者(約五名)。
募集人員 約五名

足立区 足立区 保母職員

募集要項 三十歳未満、昭和五十九年四月一日現在で、現に保母資格を有する者。または、昭和五十九年五月までに母費取得済みの方。ただし、厚生大臣が定める養成施設として指定されている学校(大学)を卒業した者(約五名)。
募集人員 約五名
資格 三十三歳未満、昭和五十九年四月一日現在で、現に保母資格を有する者。または、昭和五十九年五月までに母費取得済みの方。ただし、厚生大臣が定める養成施設として指定されている学校(大学)を卒業した者(約五名)。
募集人員 約五名

足立区 足立区 保母職員

募集要項 三十歳未満、昭和五十九年四月一日現在で、現に保母資格を有する者。または、昭和五十九年五月までに母費取得済みの方。ただし、厚生大臣が定める養成施設として指定されている学校(大学)を卒業した者(約五名)。
募集人員 約五名
資格 三十三歳未満、昭和五十九年四月一日現在で、現に保母資格を有する者。または、昭和五十九年五月までに母費取得済みの方。ただし、厚生大臣が定める養成施設として指定されている学校(大学)を卒業した者(約五名)。
募集人員 約五名